**1章　障害者虐待防止法の概要**

厚生労働省資料

（平成23年６月17日成立、同６月24日公布、平成24年10月1日施行）１日施行

**目　的**

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

**定　義**

１ ｢障害者｣とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

２ ｢障害者虐待｣とは、次の３つをいう。

①養護者による障害者虐待

②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

③使用者による障害者虐待

３ 障害者虐待の類型は、次の５つ。（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。）

①身体的虐待(障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)

②放棄･放置(障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等）

③心理的虐待(障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）

④性的虐待　 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）

⑤経済的虐待(障害者から不当に財産上の利益を得ること）

虐待防止施策

１ 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。

２ 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 養護者による障害者虐待 | 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 | 使用者による障害者虐待 |
| [市町村の責務]  相談等、居室確保、連携確保 | [設置者等の責務] 当該施設等における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 | [事業主の責務] 当該事業所における障害者に対する虐待防止等のための措置を実施 |
| [スキーム] | [スキーム] | [スキーム] |

３　就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

**虐待発見**

**虐待発見**

**虐待発見**

**通報**

**報告**

**労働局**

**都道府県**

**都道府県**

**市町村**

**市町村**

**市町村**

**報告**

**通報**

**通報**

**通知**

①監督権限等の適切な行使

②措置等の公表

①監督権限等の適切な行使

②措置等の公表

①事実確認（立入調査等）

②措置（一時保護、後見審判請求）